

平成 2 4 年度 第 6 回清掃事業審議会会議録

日時：平成 25 年 1 月 28 日（月）10:00～

場所：大分市保健 6 階大会議室

開 会

志堂寺課長

諮 問

「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例第 1 0 条第 1 項に規定するポイ捨て防止等強化区域の追加指定について」

審 議

「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例第 1 0 条第 1 項に規定するポイ捨て防止等強化区域の追加指定について」

事務局

資料説明

【質疑応答】

会長

・ただ今のご説明について質問等ございましたらお願いします。

委員

・大分市に関して言えば、動き出してからいろんな知恵も組み立てられると思うのですが、ホルトホールができる可他市から来ると思うんですね。別府からコンサートを聞きに来る人が増えたりすると思います。つまり大分市居住区以外の方々への周知や啓発、宣伝、そういうことは考えてないのでしょうか。

事務局

・指定区域を表示した案内板を駅前の方に、箇所はこれから駅周辺総合整備課と協議いたしますけれども、そういう案内板を表示することによって来られた方が一目見て分かるような強化区域の指定区域を表示するという、それから先ほども申しましたが、指定の

前後にかけては私どもが新たな指定区域を記載したビラを市民の皆様に配布することで、一定期間そういう周知に努めたいと考えております。また、ホームページ等による周知も考えておりますのでご理解頂きたいと思えます。

会長

・よろしいですか。

委員

・ちょっと足りないような気がするんですが。もう一工夫何かできるような気がするんですけど。

会長

・もし何かアイデアがあったら教えてください。

委員

・例えば、コンサートのチケット売り場なんかがあるじゃないですか。別府のお店で買う人がいたりすると、その店にホルトホール周辺は禁煙になっていますよというようなお知らせがあると丁寧かなと。もちろん駅から降りて表示を見ても気が付かずに吸っちゃう人とかが出るとは思いますが、なるべく丁寧に他市対策をやって下さいと重ねてお願いいたします。

会長

・では、今のはお願いということで受け止めて頂きたいと思えます。一つお尋ねいたしますけれども、条例を作ってから、様々なことが行われていって、そして過料が適用されるというようなことは市民の皆様にはどの程度周知しているのか、或いは北口で行われていた結果、みんながそれを納得して、普通の他の地域においても捨てるようなことは少なくなってきたのかどうかということについてお尋ねしたいのですが。

事務局

・強化区域内でのポイ捨てにつきましては、統計もありますけれども減少傾向を示しております。また過料の適用についても随分と減っております。これにつきましては当初6名のポイ捨ての指導員によって強化区域内の指導をしております。見かけたらまずはパンフレットをお渡しして、ここは強化区域内ですから煙草の路上喫煙等は禁止されていますよというような周知を行っております。また指導員は強化区域外につきましても広報車による広報を行っております。そういうことで、強化区域外について明らかに減ったというようなことはなかなか統計上現れないのですが、指導員によってそういう取り組みも行って

いる状況ではございます。

会長

・ どうしてそういうことを申し上げるかと言いますと、本来犬の糞の始末であるとか、煙草の吸殻を捨てるという行為はどこであってもやってはいけない。市内全域でやってはいけないという話になっているのは当たり前であって、強化区域にしなければ守られないということ自体が問題だと思っております。そういう意味において、強化区域に指定するのは結構なんですけれども、意識を変えるという方向に行政側がもう少し努力をしていただきたいと、そういう思いからご質問させて頂きました。他にどなたかございませんか。

委員

・ ポイ捨て条例について追加の指定ということで、一市民ということから見たとき、ポイ捨ては会長が言われたように本当にモラルの問題だろうと思います。合わせて今日の諮問の資料を見て、駅の南口の方を第1次、第2次ということで7か月おいて1段、2段階に指定するというようなことになっているのですが、先ほども言いました一市民と見たときは、7ヶ月おくよりも、いっそのこと一つにして、2段階に分けるよりも1段階でしたらいかがなものかと私は個人的に思ったんですが、行政の考えで何らかの意図があるわけでしょうから、教えていただけたら有り難いと思います。

事務局

・ 実は工事自体が進みませんものですから。第1次の指定の場合には、青色のマーカーの部分はすでに完成して使っていただくことができます。そしてこの中にはいろんなイベント等も予定がされておりますので、当然そういうことも合わせて許可区域にいち早く指定をする必要がある。ただピンクの部分につきましては、歩道や広場の部分はまだ完成しておりませんので、工事が継続するという事を駅周辺総合整備課から聞いています。そういうようなことで一括の指定ができないという事情がございまして、このような案を申し上げている次第でございます。

会長

・ 工事中だから指定ができないということは、工事中だから吸ってもいいということになるんですか。

事務局

・ まだ人が通るといことが難しいような状況にもなっております。工事区域ということでその部分が囲われておりますので、今後工事がまだまだ進んでいくこととなります。そういうことから指定を少し遅らせるということで考えております。

会長

・2回に分けて実施するという点について、他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。

委員

・実態的だと思いますが。

会長

・はい。では他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。

委員

・過料の件についてなんですが、集めた過料がどういうふうに使われるかっていうのは明確になっていると思うんですけど、その用途を教えてくださいと思います。

事務局

・一般財源として入りますので、その用途ということでは特に指定はしておりません。

委員

・それでは、美観のために有効に使うとか、そういう物ではないということですね。分かりました。

会長

・他にご意見はございませんか。

委員

・今回南側がこういう区域を指定されているんですけど、自治会の方から、もうちょっと範囲を広げて欲しいとか、例えば今北側のピンクが結構広い繁華街を含めてなってますけれど、そういう要望というのは無かったですでしょうか。

事務局

・確かに委員のおっしゃるようなご意見がありましたけれども、やはり繁華性というものがまだまだ確認できないということで、まずシンボルロードを指定させていただいた上で周囲の発展などそういう状況を確認しながら、必要であればその拡大も考えていく必要があるということでご説明したところ、ご理解をいただいております。

会長

- ・ちょっと極端な意見ですけども、市内全域をそうしたらどうなるんですか。

事務局

・過料を適用する区域ということになりますと、やはりそれについて私どもはきちんと指導を行うという必要があるかと思えます。今は4名の指導員の方、最初は6名だったのですが、今は4名の指導員の方でその区域内を回ってきちんと指導するというところを行っております。これが全市域を指定するとなると、そういうことが困難になるかと思えます。過料を適用するという事は、それだけの責任を行政の方が持って行わなければならないと考えておりますので、そこまでの拡大は少し困難であろうかなというふうに考えております。

会長

- ・はい。他にございませんか。

委員

・結局ポイ捨てということは煙草を吸う訳で、煙草を吸わなければ良い訳です。だから問題は、このコースに関して禁煙とかそういう方法もあるのではないかと。プレートを立てたり、いろんな形を既に市の方で考えられているとは思いますが、やはり現在禁煙ということは非常に普及していると、そういうところでこういうコースに関しては、できれば禁煙にすることも必要ではないかと、そういうふうに思います。

会長

- ・今のはご意見として伺っておきます。他にございませんか。

他にご意見も無いようですので、お諮りしたいと思います。「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」第10条第1項に規定する「ポイ捨て防止等強化区域」の追加指定につきましては、原案通りで承認するという事でよろしいでしょうか。

はい、それでは本件については原案通りに承認することに決定いたしました。これで本日諮問されました「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」第10条第1項に規定する「ポイ捨て防止等強化区域」の追加指定につきましては原案を承認する旨を本審議会として答申したいと思います。

なお、答申書の作成及び答申につきましては私当審議会会長にご一任いただけますでしょうか。

委員

- ・異議なし

会長

・はい、ありがとうございます。それではそのように取り扱わせて頂きます。

次に2点目の「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」事務局より説明をお願いします。

審議

「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

事務局

資料説明

会長

・前回の審議会の内容に従って、変更あるいは終了した事業についてその理由等を記載するという事で事務局側から案がございましたけれども、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。特に無いようですので、大分市一般廃棄物処理基本計画の改定につきましては原案の通り承認し、本審議会として答申することにいたします。

なお答申につきましては、先ほど同様会長一任ということでお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員

・異議なし

会長

・はい、ありがとうございます。次に3点目の「家庭ごみ有料化答申案について」の審議に移りたいと思います。事務局より資料の説明をお願いします。

審議

「家庭ごみ有料化答申案について」

事務局

資料説明

会長

・後ほど項目ごとに行いますけれども、今全体について質問のある方はいらっしゃいますか。

委員

・今回の有料化については一貫して反対の立場で意見を述べてきましたし、今でも答申は出すべきではないという意見です。しかし、もう随分自分の意見は述べてきましたので、反対の意見についてはもう繰り返すことはしませんが、一つこの表題にあります、手数料についてという表記の仕方についてちょっと考え方を質したいなと思います。

神奈川県に藤沢市という町があるんですが、ここで、ごみ手数料有料化は不当だという、法律違反だという裁判が起きています。ご存知だとは思うんですけど、そのせいかわかりませんが、神奈川では藤沢市以外有料化は進んでいないんですね。大分でも手数料という表記をすると、例えば税金の二重取りだとか言われることが予想されますし、前回、地方自治法云々という話がありましたが、確かに自治法に書いてはありますが、条文には特定のという言葉が入っていたと思うんですね。つまり、大分の今の収集形態はステーション方式で誰のごみだか分からないごみという状況にあるわけで、その一つひとつのごみを特定することはできないので、条例違反にもなるのではないかと、地方自治法違反になるのではないかとというふうに私は思うものですから、その辺の考え方を質したいなと思います。

会長

・藤沢市の件につきましては、委員の方々はあまり存じておりませんので、できましたら、その簡単な経過とそれに対する大分市の見解がございましたらお願いしたいと思います。

事務局

・藤沢市で、市民の方から「ごみについて手数料を徴収するのは憲法違反で地方自治法とか法令違反ではないか」という裁判が提起されたという経緯は承知しております。詳しい内容は今資料が手元にないのですが、最終的には最高裁まで行って、最高裁の判断では「地方自治法上も手数料を徴収することは問題ない」という判断をしているというふうに、私は認識しているところでございます。

委員

・ちょっと違いますね。最高裁は上告棄却ということになっているんですね。ですから最高裁で判例判決が出ていないので、判例にはなっていないわけです。ちょっとその認識が違っていると思いますよ。

事務局

・確かに上告棄却ということでございますけれども、要は下級審の判断を尊重しているということになるかと思います。

会長

・それは、手数料という言葉がいけないのか、有料化そのものがいけないのか、どちらの方の判断でしたか。

委員

・裁判の趣旨は、地方自治法上自治体は手数料を徴収することができるというふうになっているんですね。だけど、その手数料は例えば謄本であったり、住民票であったりという特定のサービスに対して取ることができるという法律の解釈とか理解、だからそのごみについて、このごみは私のごみですから収集してくださいという相対の関係があれば手数料も取れる、けれども大分の場合は誰でも出せて誰のごみかわからないということなので、特定することができないから地方自治法違反ではないですかっていうのが一つ。それからこれは地方財政上の問題なんでしょうけど、税金で既に納めてる市民に対して、理由をつけてまたごみの収集で手数料を取るの税金の二重取りだという二つの趣旨で裁判が起きています。

会長

・最初の特定というのはサービスに係っているのですか、人に係るのですか。

委員

・人ですね。

会長

・人ですか。人が特定できなければ取ってはいけないという解釈を下級審がとったわけですか。

委員

・それについて裁判所は、高裁も含めていいですよというふうになっているんです。だから、それを不服として上告したわけです。そしてそれは上告棄却とされているんです。ということは、最高裁の判決は出ていない。裁判制度上はそういうことで、判例になっていない。だからまだまだ続くかもしれないし、全国から湧き上がったら状況が変わる可能性があると思っております。これは丁寧に注意深くやらないといけないし、清掃審議会がそういうことも知らずに進めたなんてことにならないように、是非お願いをしたいと思います。

会長

・はい、ありがとうございます。そういうことを知っておいて、なおかつ答申について議論を続けたいと思います。

他に全体についてご質問等ございますか。もし無ければ、まず資料の順に行っていきたいと思います。データを新しく変えましたという部分につきましては特に確認の必要は無かろうかと思しますので省略させていただきます。そういたしますと資料の3ページの[5]の「家庭ごみ有料化の実施方法について」の(1)手数料徴収するごみの中でボランティアごみと落ち葉・剪定枝などは対象にしないということを決めました。それが反映されておりますのでご確認ください。次に4ページ(4)手数料の額、答申案では21ページになりますが、大袋45ℓを30円台、以前は1ℓあたり1円という提案でございましたが、それを変更して30円台でも効果があるということで、30円台に変えさせていただきました。ご確認ください。では次です、ごみ袋のサイズにつきましては4ページの一番下(5)ごみ袋の種類のところがございます。答申案では24ページになります。45ℓ、30、20、10という形になっております。ご確認ください。次に5ページ(6)のどこでも販売できるようにと云々というところは答申案の24ページに書いてございます。ご確認ください。次に減免措置につきましては、基本的に全員がということで、社会的な減免措置は取らないという形になっております。これもご確認ください。これにつきましては他都市の状況等詳しいデータがついてございました。次に実施時期につきましては十分な猶予期間を確保すること。周知方法については説明会を行いなさい。ごみ減量リサイクルを推進するための施策につきましては、十分な説明を行いなさいということ、さらに資料の6ページの方に移りますと、分別指導、普及啓発、拡大生産者責任、環境教育、収入の使途、ごみ減量リサイクル、ごみ収集ステーションについて、クリーン推進員について、これにつきまして記載がされているかどうかということを確認ください。さらに追加の部分で、26ページのまとめのところには、これから起きるであろう様々なルール違反について配慮することという旨の記載がございます。

ご確認ください記載のうちで、これは少し表現等が不適切ではないかなと思われたところがございましたら、お願いいたします。また、いただいております資料「家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置について」ということでご説明をいただいておりますけれども、ここの中でもしご質問等あれば承ります。ございませんか。

無いようでしたら、家庭ごみ有料化答申案につきましては原案のとおり承認し、本審議会として答申することにいたしますがよろしいでしょうか。

委員

・はい。

会長

・なお、答申につきましては先ほどと同様会長に一任ということでお願いしたいと思えます。それでは以上で予定されておりました審議事項につきましてはすべて終了いたしました。事務局からこの他に何かございませんか。

事務局

特にございません。

会長

・無ければ委員の皆様方から特に何かございませんか。

本家庭ごみ有料化につきましては10回ほどの審議を重ねてまいりました。その間皆様方のご協力により活発なご議論をいただいたことを有り難く思います。改めてここで私の方から厚く御礼申し上げます。

それでは以上をもちましてすべての審議を終了いたします。事務局へお返しいたします。

事務局

・長時間に渡る審議大変ありがとうございました。本日私どもの示した案につきましてはご了承いただいたということで、今後答申を受けまして実施の方針というものを私どもの方で固めて行く方向にはなろうかと思えます。そういった関係上、次回の審議会は2月すぐに開催という運びにはなりませんので、2月の審議会につきましては実施はしない方向で今のところは考えております。3月以降の審議会につきましては、まだ諮問をした残りの施設での手数料等につきまして、他2点ほど残っておりますが、これにつきましてはまたご審議頂くことになりなすけれども、改めて会長副会長とご相談して、次回の審議会についてはご案内を差し上げたいというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上をもちまして、平成24年度第6回大分市清掃事業審議会を閉会いたします。委員の皆様大変お疲れ様でした。